令和2年(2020年)6月日

箕面市教育委員会 教育長 藤迫 稔 様

箕面市通学区域審議会会長増田 昇

船場地区に新設する学校の通学区域の設定及び それに伴う全市的な通学区域の変更について(答申)

平成29年(2017年)5月15日付け箕子政第48号による箕面市教育委員会からの諮問に対し、慎重に審議を重ねた結果、ここに結論を得たので、箕面市通学区域審議会条例第2条の規定に基づき、別添のとおり答申する。

1. 通学区域(校区)の調整に係る基本的な考え方

今回の審議にあたっては、「全市的な校区調整によって、長期にわたって安定的な校区とすること」を重視した。その背景として、船場地域から校区調整の検討を始めたとしても、それだけで市の広範囲に影響が及ぶこと、特に小学校区については様々な地域コミュニティの活動単位になっており、たとえ小規模であっても、校区調整を将来にわたって何度も行うことは極力避けるべきと考えます。本審議会としては、船場地域への小学校新設をひとつの契機と捉え、長期にわたって安定的な校区とすることをめざし、「通学条件の視点」、「教育環境の視点」から次のとおり校区調整の指標を設定し、その指標に基づいて検討を進めた。

長期にわたって安定的な校区とするための指標

(1) 通学条件の視点

通学の安全確保の観点から、通学距離を校区調整の指標にし、小学1年生でも容易に歩いて通学できるよう、小学校から半径1km圏内を目安に校区を設定する。

(2) 教育環境の視点

この先校区調整をくりかえさないためには、人口増減に左右されない指標が必要である。そのため、「学校敷地面積/校区面積」という指標を用いて校区調整を行い、市内小学校の教育環境(学校の過密さ加減)をできるだけ均等にする。なお、この場合の校区面積には、市街化調整区域やハザードエリア等は含まない。

2. 審議経過

今回の校区調整は、全市域にその影響が及ぶことから、幅広く地域の意見を聴く機会を多数設けてきた。その代表的な取り組みが、小学校区を活動単位とする地域団体の校区代表者にご参加いただいた「通学区域検討ワークショップ」の開催である。9回にわたるワークショップでは、1小学校区につき各回平均約4人にご参加いただき、のべ472人に熱心にご議論いただいた。ワークショップ以外にも、市では地域説明会等を開催し、約240人にご参加いただいたほか、本審議会が主体となってパブリックコメントを実施するなど、地域の意見を聴く

機会を積極的に設けてきた。

これらの取り組みで得られた意見を踏まえ、本審議会では8回にわたって慎重に審議を重ね、このたびの答申に至ったものである。

◇通学区域審議会及び通学区域検討ワークショップの開催状況

- ・平成29年5月 通学区域審議会
- ・平成29年8月 第1回ワークショップ(79人参加)
- · 平成 2 9 年 1 0 月 通学区域審議会
- ·平成30年 3月 通学区域審議会
- ・平成30年 7月 第2回ワークショップ(45人参加)
- ・平成30年 8月 第3回ワークショップ(68人参加)
- ・平成30年10月 第4回ワークショップ(52人参加)
- ・平成30年12月 第5回ワークショップ(41人参加)
- ・平成31年 2月 第6回ワークショップ(43人参加)
- · 平成 3 1 年 3 月 通学区域審議会
- ・令和元年12月 第7回ワークショップ(47人参加)
- ・令和2年2月第8回ワークショップ(49人参加)
- ・令和2年2月 通学区域審議会
- ・令和2年2月第9回ワークショップ(48人参加)
- · 令和2年3月 通学区域審議会
- · 令和2年6月 通学区域審議会
- ・令和2年6月 通学区域審議会

◇パブリックコメントの実施

- ・意見募集期間 令和2年3月9日(月)から4月10日(金) 令和2年4月16日(木)から4月30日(木) 令和2年5月7日(木)から5月31日(日)
- ・意見提出の状況 262人・442件

◇地域説明会等の開催

- ·令和元年6月 地域説明会(3回·63人)
- ・令和2年1月 地域報告会(6回・112人)
- ・出張説明会 随時・約240人

3. 審議結果

◇校区の変更について

別紙のとおり

◇答申にあたっての付帯意見

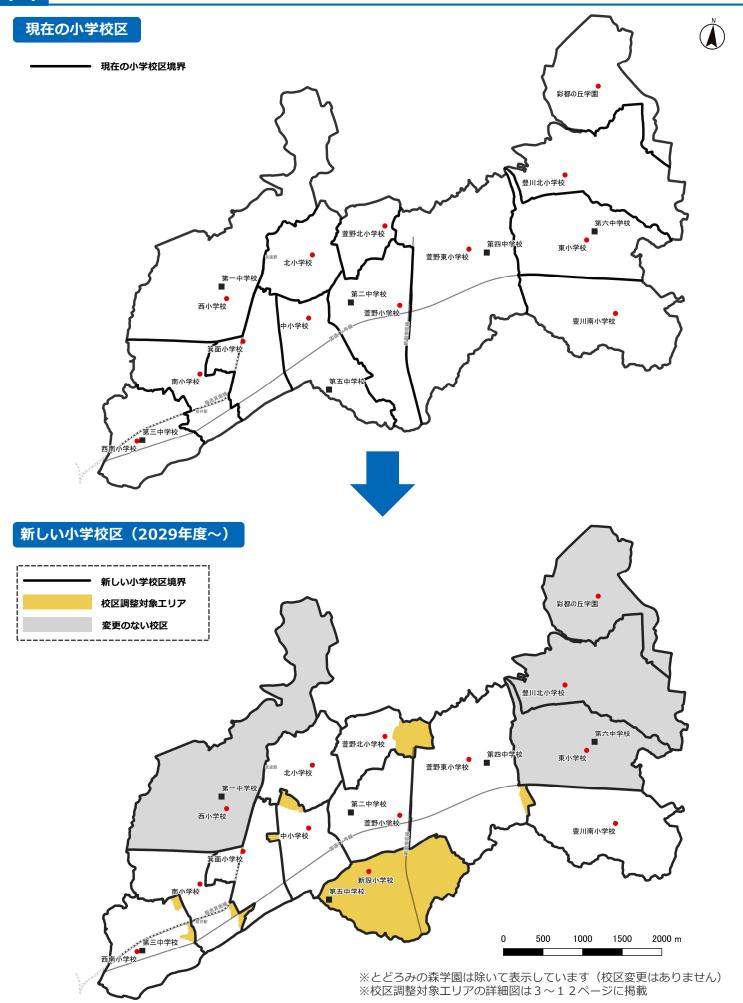
本審議会では、**1.項**で述べた基本的な考え方に基づき慎重に審議を重ね、 このたびの答申に至った。

審議の過程において、特にワークショップやパブリックコメントから、示唆に富む様々な意見が得られた。これらの意見をもとに、本審議会として、 箕面市教育委員会に強く期待、要望する事項を次のとおりまとめ、答申にあ たっての付帯意見とする。

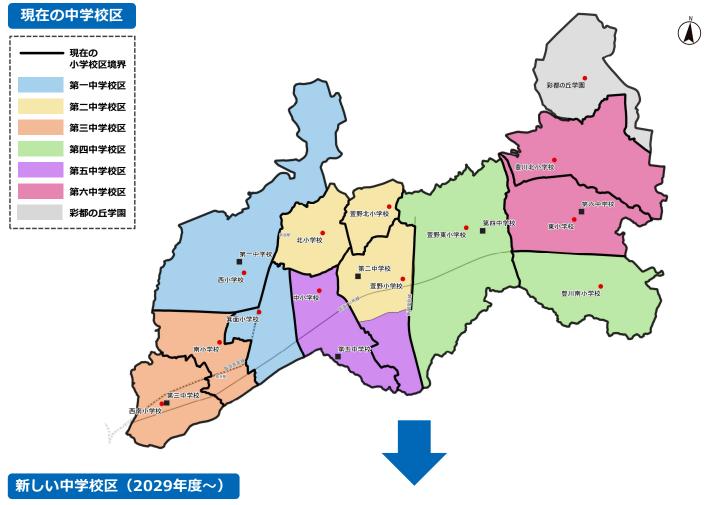
- 新しい校区の運用開始までに十分な周知を行うとともに、経過措置については、様々な個別事案に対応できるよう極力丁寧な取扱いとすること
- 地域生活に関する市のあらゆる施策が、校区の変更を見据えて展開されるよう、全庁的に取り組みを進めること
- 校区変更に伴い避難所が変更になるケースがあることから、災害時等に 混乱が生じないよう、十分な周知を行うとともに、特に経過措置期間中 も混乱が発生しないよう十分な取扱いとすること
- 新しい校区の通学路を想定した安全対策を極力早急に行うこと
- 新しい校区の運用開始までに、社会情勢が大きく変化していないか常に 確認すること

以上

(1) 新しい小学校区



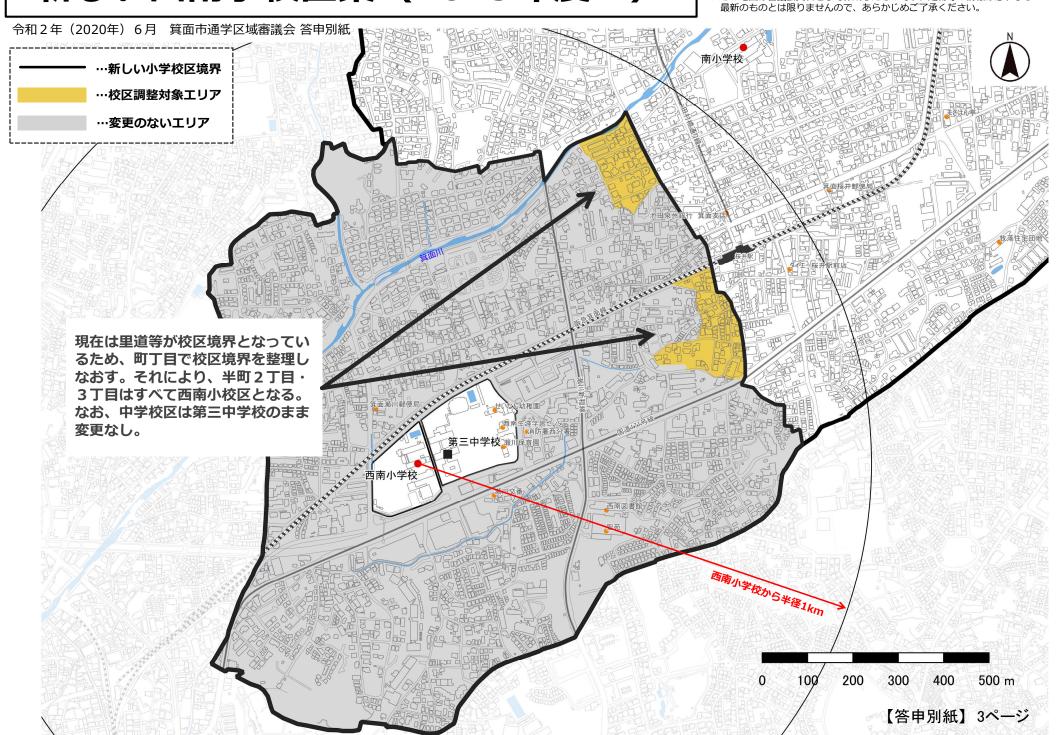
(2) 新しい中学校区



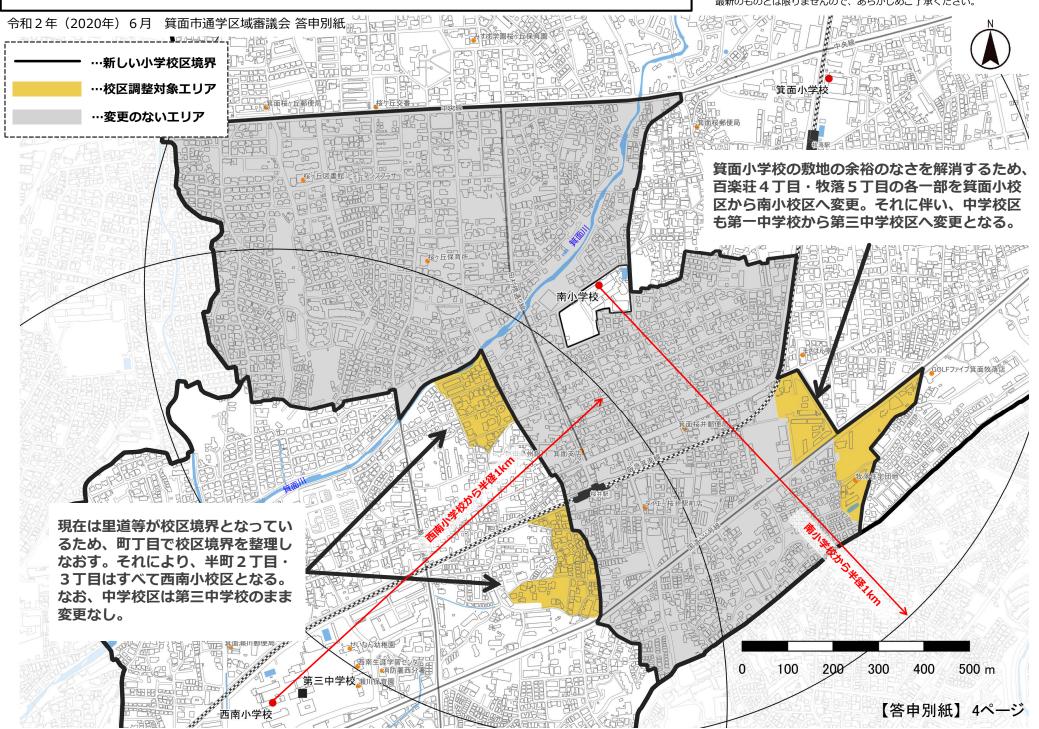
校区連携型小中一貫教育をさらに推進していく観点から、現在市内の一部で生じているような「同じ小学校であるにも関わらず、進学先の中学校が別々になってしまう」という状況を解消し、「同じ小学校であれば、進学する中学校も同じ」とすることを基本に中学校区を設定します。また、豊川南小学校区の進学先を第四中学校から第六中学校に変更することで、自転車通学を解消し、通学の安全性向上を図ります。



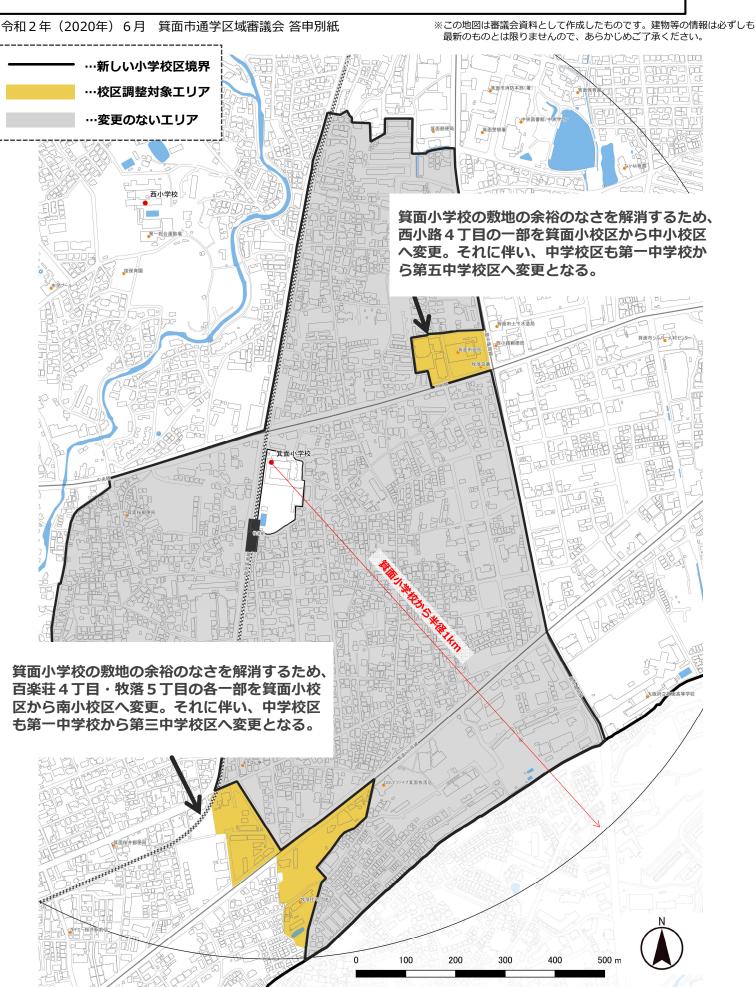
新しい西南小校区案(2029年度~)



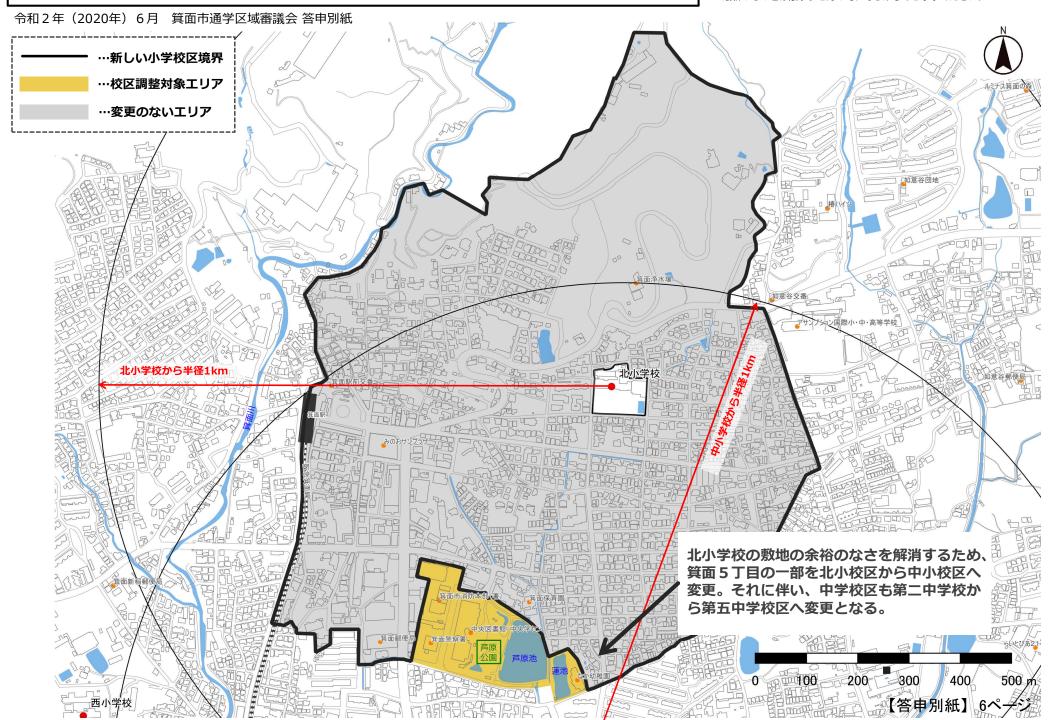
新しい南小校区案(2029年度~)



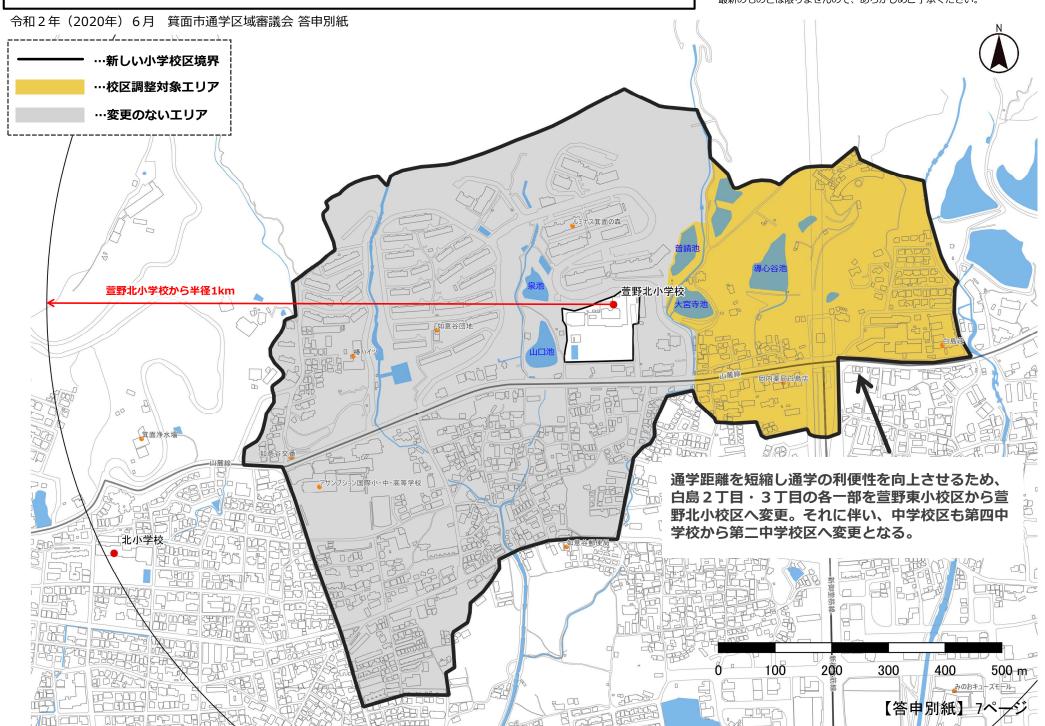
新しい箕面小校区案(2029年度~)



新しい北小校区案(2029年度~)

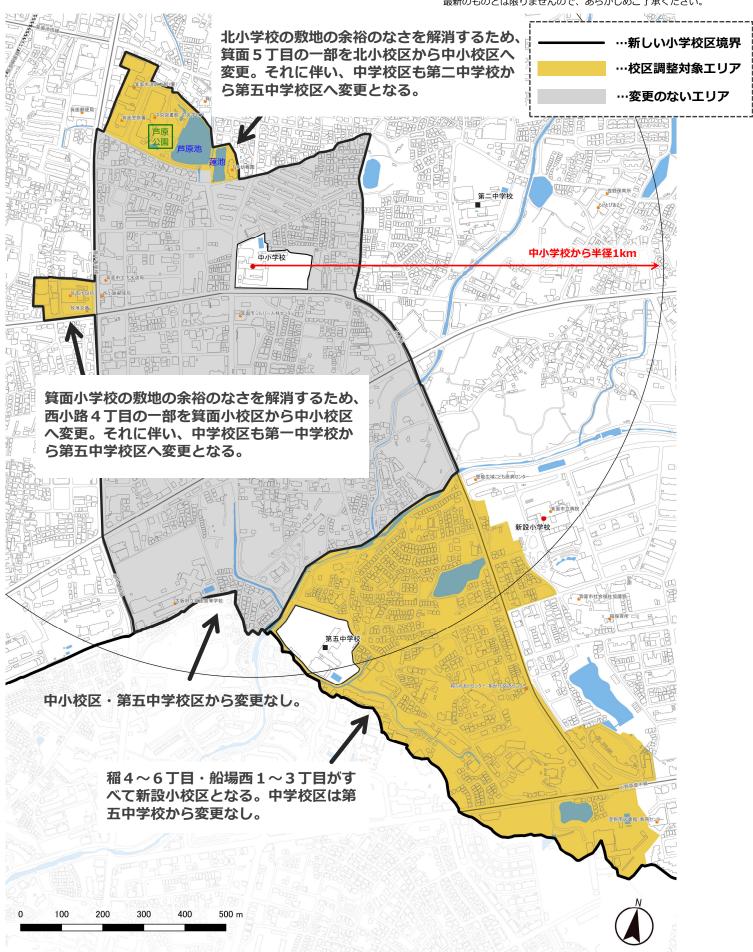


新しい萱野北小校区案(2029年度~)

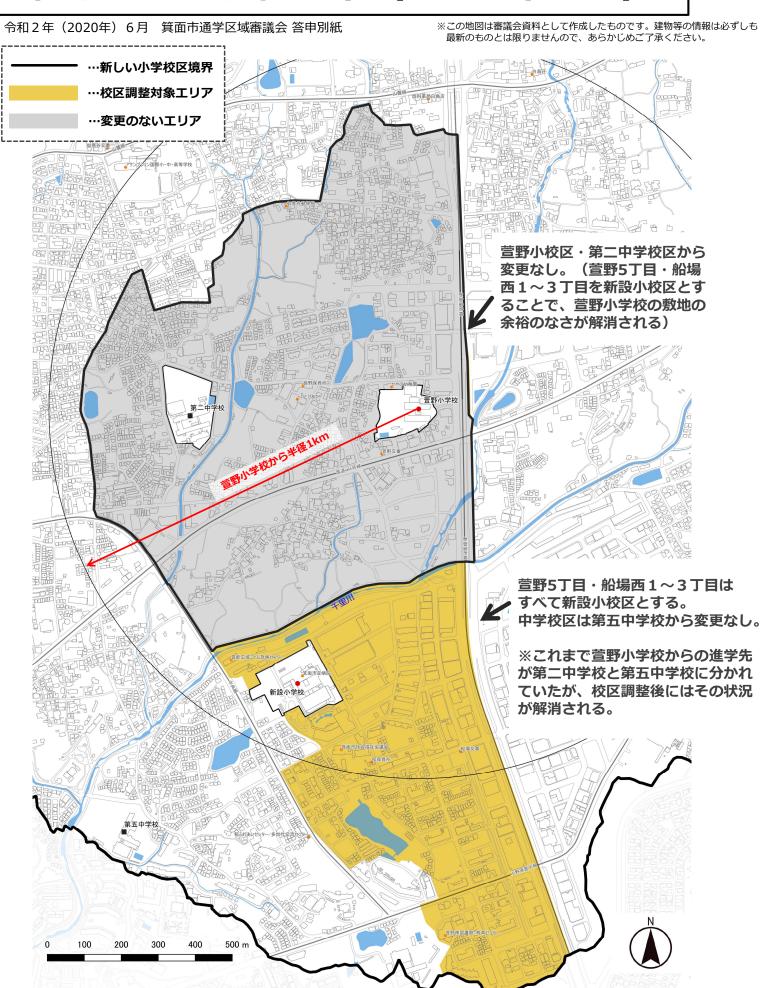


新しい中小校区案(2029年度~)

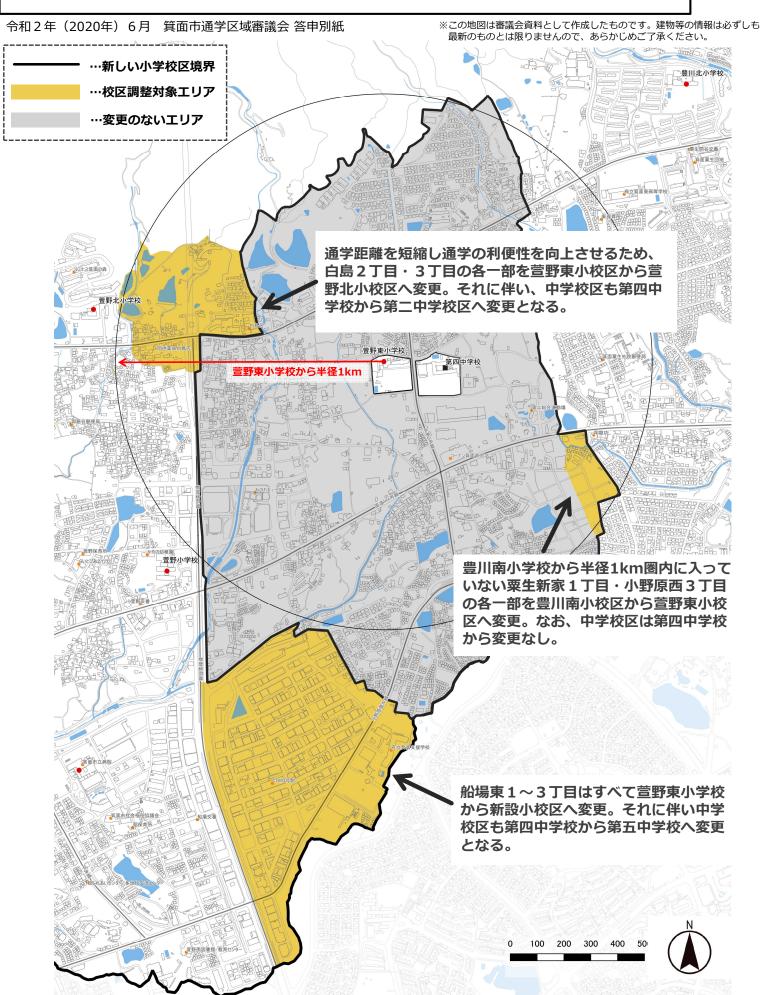
令和2年(2020年)6月 箕面市通学区域審議会答申別紙



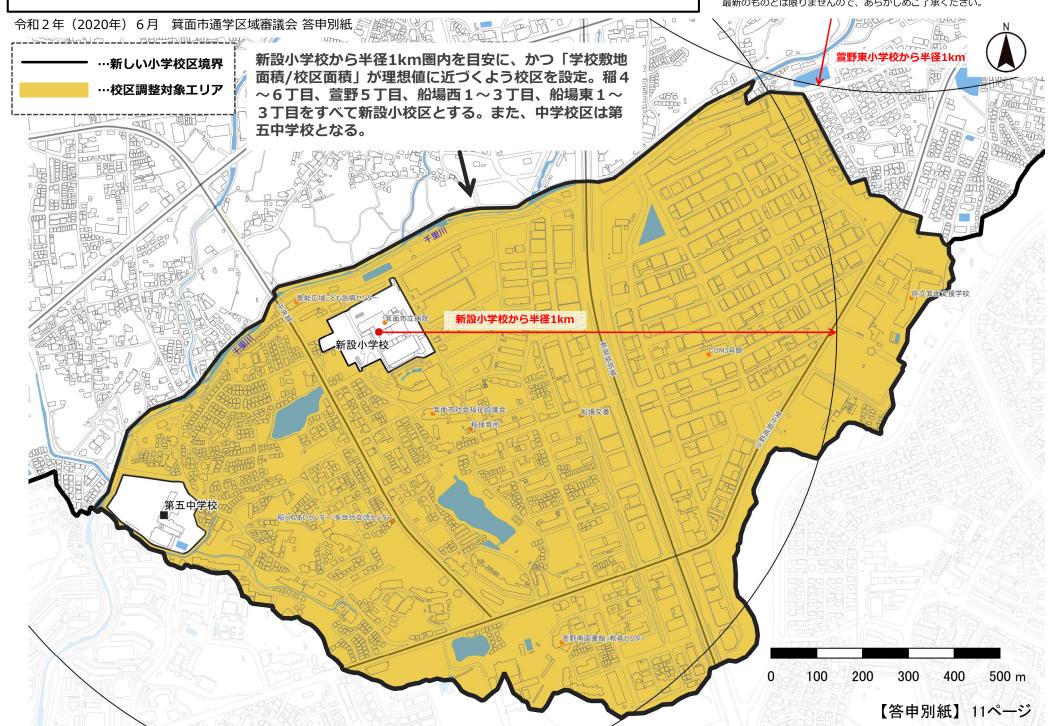
新しい萱野小校区案(2029年度~)



新しい萱野東小校区案(2029年度~)



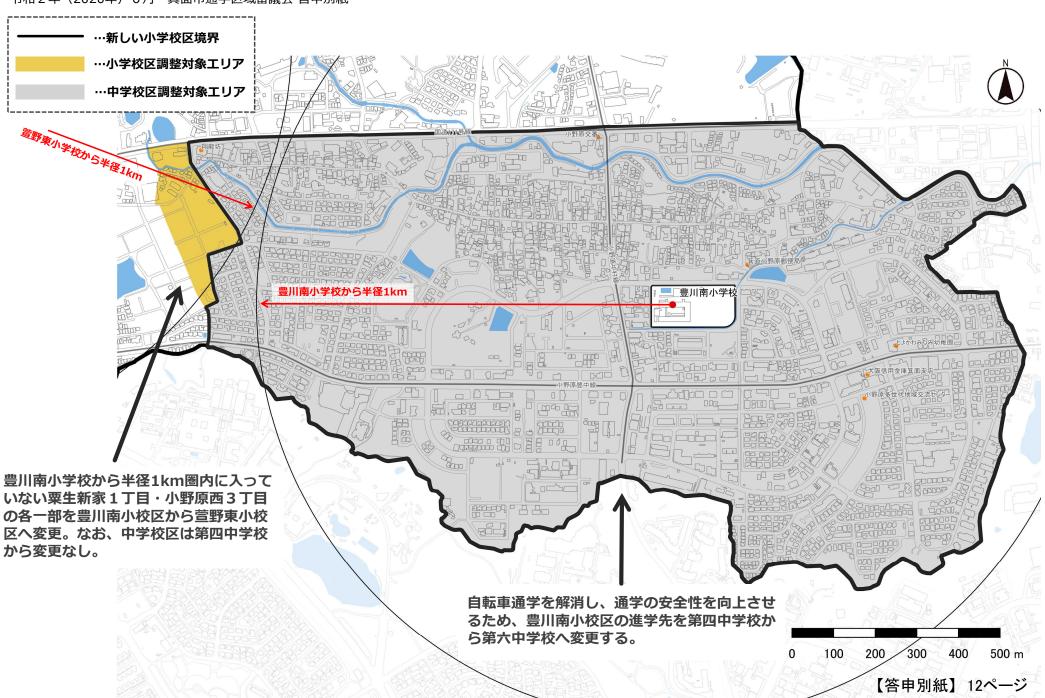
(仮称)船場小学校区案(2029年度~)



新しい豊川南小校区案(2029年度~)

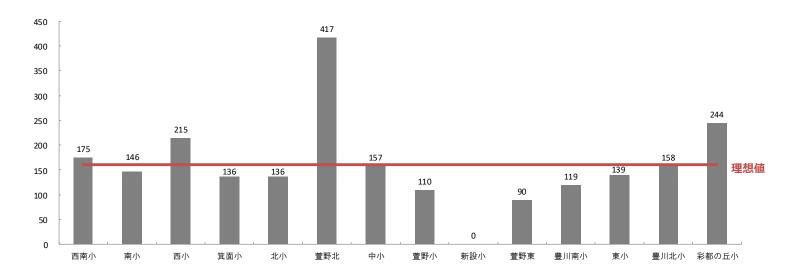
※この地図は審議会資料として作成したものです。建物等の情報は必ずしも 最新のものとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

令和2年(2020年)6月 箕面市通学区域審議会 答申別紙



現在の「学校敷地面積/校区面積」の状況

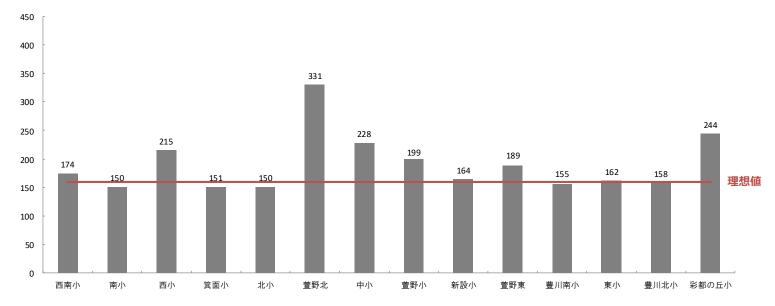
現在の市内小学校の「学校敷地面積/校区面積」の値は次のとおりです(※止々呂美小学校を除く)。 値が大きいところは、校区面積(人が住むことのできる容量)に対して十分な学校敷地があることを示しており、値が小さいと ころは学校敷地に余裕がないことを示しています。理想値を下回っている学校については、「学校敷地面積/校区面積」の値を 一定のレベルまで引き上げていく必要があります。





新しい校区での「学校敷地面積/校区面積」の状況

これまでのとおり校区を調整すると、極端に「学校敷地面積/校区面積」の値が低い(学校敷地に余裕がない)ところがなくなり、市内小学校の教育環境を一定レベルまで整えることができます。



- ※校区面積は、市街化調整区域・ハザードエリア等を含まないよう精査した上で計測しています。
- ※新設校の「学校敷地面積/校区面積」の値は、新設校建設予定地(市立病院移転後跡地)に市内最大規模の小学校(西小と同等)を建設したと仮定して算出したものです。 ※理想値は、新設校の学校敷地を市内最大規模(西小と同等)とした場合の「全学校敷地面積/全校区面積」から算出したものです。
- ※第四中学校との一体的運用が可能な萱野東小学校、第六中学校との一体的運用が可能な東小学校、隣接する公園への拡張が可能な豊川南小学校については、学校敷地面積を拡張した場合の「学校敷地面積/校区面積」の値を算出しています(実際に学校敷地を拡張するかどうかは今後の児童数により判断します)